

令和8年9月28日

令和8年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

ページ

1	令和8年度（令和7年度施策・事業対象）教育委員会の点検・評価について……………	1
2	神奈川県高等学校教育改革実行計画骨子案について……………	3
3	「かながわ人権施策推進指針」の改定素案について……………	6
4	一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の事業概要について……………	10

1 令和8年度（令和7年度施策・事業対象）教育委員会の点検・評価について

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされている。

そこで、令和7年度に実施した施策・事業を対象に点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、令和8年9月7日に県議会に提出するとともに、公表した。

(2) 点検・評価の対象

県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」の「第5章 重点的な取組み」に沿って、「新かながわグランドデザイン 実施計画」に位置付けた施策・事業、令和7年度当初予算の「主要事業の概要」に位置付けた施策・事業等の主要なものを対象とした。

(3) 報告書の構成

ア はじめに

イ 教育長及び教育委員会委員のメッセージ

ウ 教育委員会について

エ 点検・評価の概要

オ 点検・評価結果

(ア) 主要な取組の結果

a 総括

b 指標の動向

c K P I の達成状況

d 有識者の意見

(イ) 各取組の結果

a 主な取組

b 今後の取組方針

c 有識者の意見

＜各取組の結果に係る柱立て＞

大柱（「かながわ教育ビジョン」の「第５章 重点的な取組み」）
Ⅰ 生涯学習社会における人づくり
Ⅱ 共生社会づくりにかかわる人づくり
Ⅲ 学びを通じた地域の教育力の向上
Ⅳ 子育て・家庭教育への支援
Ⅴ 学び高め合う学校教育
Ⅵ 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり
Ⅶ 県立学校の教育環境の改善
Ⅷ 文化芸術・スポーツの振興

(4) 点検・評価の結果

全体的には計画どおりに施策・事業を実施できた。

今後也有識者からの意見も参考にし、取組内容や方法等について検討の上、より実効的な施策・事業を進めていく。

2 神奈川県高等学校教育改革実行計画骨子案について

(1) 趣旨

国が示した「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）（令和8年2月13日文部科学省）」（以下、「基本方針」という。）を踏まえ、高等学校等教育改革促進基金を活用して実施する「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」における改革先導拠点の取組も含めて、県内に高校教育改革を広く推進するため、「神奈川県高等学校教育改革実行計画（仮称）」（以下、「実行計画」という。）を策定する。

(2) 計画期間

国は、5年間で集中的に高校教育改革を進めることを想定していることから、令和9年度から令和13年度までの5年間を計画期間とする。

(3) 計画の構成

国の「『高等学校教育改革実行計画』策定の手引き」で示された構成例（ひな型）と同様とする。

第1章 本計画について

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画策定までの経緯（検討体制など）

第2章 神奈川県における高校教育の現状と課題

- 1 高校教育を取り巻く社会的な状況
- 2 本県における高校教育の現状と課題

第3章 高校改革の基本的な考え方と方向性

- 1 改革の基本的な考え方
- 2 方向性（2040年に向けた高校の姿）

第4章 高校改革の実現に向けて中核となる3つの施策等

- 1 専門高校の機能強化・高度化
- 2 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化
- 3 地理的アクセス・多様な学びの確保

（関連する取組）

- 「改革先導拠点（拠点校）」の取組
- 学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援

第5章 その他の具体的施策

- 1 学校運営の改善
- 2 学校環境の整備・教師を取り巻く環境整備
 - (1) 学校の配置・規模の適正化
 - (2) 学校施設の整備方針
 - (3) 教師を取り巻く環境整備
 - (4) 教員研修・人事配置
- 3 高校入学者選抜の改善
- 4 生徒・保護者・県民への周知

第6章 計画の推進

- 1 進捗の管理と評価
- 2 推進体制
- 3 数値目標
- 4 改革の工程表

(4) 現行計画との関係等

県教育委員会は、現在、「県立高校改革実施計画」や「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」など（以下、「現行計画」という。）を進めている。

新たに策定する実行計画は、現行計画とは別の計画とし、国が基本方針に示した「高校改革の実現に向けて中核となる3つの施策（※）」を中心に国の財政支援も活用しながら取り組む計画とする。

なお、現行計画の改定や検討の過程で現行計画の取組を実行計画に位置付ける必要がある場合等は、実行計画の一部を改定する。

※ 「高校改革の実現に向けて中核となる3つの施策」

- ① 専門高校の機能強化・高度化
- ② 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化
- ③ 地理的アクセス・多様な学びの確保

(5) 検討体制等

実行計画の策定に向け、有識者及び経済界、中学校、高校、PTA、知事部局の関係者等を構成員とした会議を8月28日に開催した。会議での主な意見は次のとおり。

- ・ 自ら学ぶ意欲を持った人材を育ててほしい。大学に入った後のキャリアの見通しを持てるようにすることも重要。
- ・ 生徒が学ぶことの意義を実感することが非常に重要。生徒が「なぜこれをやるのか」、「これがどう役立つのか」を理解しなければ改革は成功しない。
- ・ AIや技術活用は不可避だが、経験値が重要であり、AIが完全に代替できるとは思わない。一方、AI等の技術や知識を持つ高校生が就業することはプラスになる。
- ・ 高校の魅力を中学生や保護者にどう伝えるかは難しい。授業料無償化で私立志向も増えているが、中学生も県立高校に関心を持っているので、公立高校の魅力を発信し関心を高めてほしい。

(6) 今後の予定

令和8年9月～10月	骨子案に対するパブリックコメントの実施
12月	第3回県議会定例会文教常任委員会に計画素案を報告
令和9年3月	第1回県議会定例会文教常任委員会に計画案を報告
	教育委員会会議に計画案を付議・公表

3 「かながわ人権施策推進指針」の改定素案について

「かながわ人権施策推進指針」（第2次改定版）について、人権意識調査の結果や「かながわ人権政策推進懇話会」における議論等を進め、社会情勢の変化を踏まえた上で、令和8年度中に改定を行う予定だが、今般、指針の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定素案の主なポイント（総論）

ア 指針の基本的な考え方

- ・ 津久井やまゆり園で発生した大変痛ましい事件を二度と繰り返してはならない、という強い決意のもと、偏見や差別のない「ともに生きる社会」の実現に向けて、県が掲げる「ともに生きる」、「当事者目線」の考え方は、全ての人権施策の根幹となる。
- ・ 「ともに生きる社会」の実現を指針の目標に掲げ、「当事者目線」を基本理念に位置付ける。

1 指針の目標

人権がすべての人に保障される「ともに生きる社会」の実現をめざします。

2 基本理念

県は、目標の実現に向けて、一人ひとりの当事者目線に立って、憲法はもとより国際的な人権の基準に従い、「ともに生きる社会」の実現をめざして、次のことを基本理念として県民とともに取り組みます。

- (1) 誰もが人権を侵されことなく、個人として尊重される社会をめざします。
- (2) 誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会をめざします。
- (3) 誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されることのない、人と人とのつながりを重視した、「ともに生きる社会」をめざします。

※下線部が今回改正した部分

イ 人権尊重のための基本姿勢

- ・ 基本姿勢として、「ともに生きる社会かながわ憲章」の基本理念を共有することを明記する。
- ・ 県が取り組むべきこととして、全ての政策の立案・企画・実施に当たっては、「ジェンダー」「ともに生きる（ともいき）」「当事者目線」の視点を「3つの主流化」として、常に意識しながら取り組んでいく姿勢を明記する。
- ・ 県民の皆様・企業等の皆様に取り組んでいただきたいこととして、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を実現するために、人権課題を自分ごととしてとらえ、当事者目線で行動していただくよう明記する。

ウ 人権教育・人権啓発の推進

人権意識調査の結果から全体的に人権課題への関心の低さが懸念される状況であり、県民一人ひとりが、学校教育と社会教育を通じて、人権尊重の理念についての正しい理解を深められるよう、「ともいき」の取組と人権啓発の取組を相互に連携させながら、全ての世代への人権教育・人権啓発を推進する。

エ 相談・支援体制の強化

人権意識調査では、「人権が尊重されていない」と感じる人の約6割が「誰にも相談しなかった」と回答しており、相談者が相談しやすい「当事者目線」に立った相談・支援体制を強化する。

(2) 改定素案の主なポイント（分野別の施策）

ア こども

- ・ 「神奈川県こども目線の施策推進条例」の制定等を踏まえ、こども目線に立った新たな取組等を反映する。
- ・ ヤングケアラーへの相談体制の充実など、こどもが自分らしく幸せに暮らせるよう、こども目線に立った施策を推進する。

イ 障がい者

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の制定等を踏まえ、当事者目線の障がい福祉の実現に向けた新たな取組等を反映する。

ウ ジェンダーにかかると人権課題

- ・ ジェンダーにかかると人権課題の実情について明記する。
- ・ 困難な問題を抱える女性等（DV被害者及びストーカー被害者を含む。）への支援施策の取組を強化する。

エ 部落差別（同和問題）

- ・ 部落差別（同和問題）について、正しい情報を伝えるとともに、インターネット上の差別的な投稿に対する取組を推進する。
- ・ 項目名について、「同和問題（部落差別）」から「部落差別（同和問題）」に変更する。

オ 外国籍県民等

人権意識調査において、外国籍県民等への人権課題に対して関心が低い傾向がみられたことを踏まえ、「ヘイトスピーチを許さない」という県の姿勢を明確化し、インターネット上の差別的な投稿に対して迅速に対処するなど、外国籍県民等への人権課題への対応を強化する。

カ 生活困窮等にかかると人権課題

- ・ 経済的な困窮だけではなく、様々な問題で社会から孤立するという課題があることから、項目名を「貧困等にかかると人権課題」から「生活困窮等にかかると人権課題」に変更する。
- ・ 生活困窮の課題にも共通するため、「様々な人権課題」の中に位置付けていた「孤独・孤立による人権課題」を「生活困窮等にかかると人権課題」の分野として位置付ける。

キ インターネットによる人権侵害

- ・ SNS等での悪質な投稿に対し、差別的な投稿をしづらくする環境整備を促進するとともに、被害者への支援を強化する。
- ・ AIによるフェイクニュースやデマ画像が増加していること、AIの特性を踏まえ、誤情報に基づき人権侵害を生む恐れがあることを理解する必要性を明記する。

ク 働く人の人権の追加

- ・ ハラスメントは人権侵害であることを明記する。
- ・ 職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント等の働く人の人権課題について新たに追記する。

(3) 改定素案
別紙のとおり

(4) 今後の予定

令和8年10月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
12月	第3回県議会定例会文教常任委員会に改定素案に対するパブリック・コメントの実施結果を報告
令和9年1月	かながわ人権政策推進懇話会において改定案を説明
3月	第1回県議会定例会文教常任委員会に改定案を報告 教育委員会会議に改定案を付議

4 一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の事業概要について

一般財団法人神奈川県教育福祉振興会 令和8年度事業概要報告書

1 設立及びその目的

- (1) 設 立 の 根 拠 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- (2) 設 立 年 月 日 昭和59年3月28日
- (3) 設 立 の 目 的 神奈川県内の市町村立小学校、中学校、特別支援学校等の教職員その他の教育関係者（以下「市町村立の小中学校等の教職員等」という。）の福祉の増進を図るほか、県民の教育文化、スポーツ活動等を支援し、もって神奈川県における教育文化の振興に寄与することを目的とする。上記の目的を達成するために次の事業を行う。（1）市町村立の小中学校等の教職員等の相互扶助及び福利厚生増進（2）県民の教育、文化、スポーツ活動等の振興（3）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 所 在 地

横浜市中区日本大通33

3 出 資 金

- (1) 設 立 当 時 5,000万円
- 出 資 者 神奈川県
- (2) 令和8年3月末日現在 2億円
- 出 資 者
- | | |
|------|-----------|
| 神奈川県 | 5,000万円 |
| 民間 | 1億5,000万円 |

4 令和8年度事業計画及び予算等に関する書類

別添資料のとおり

5 令和7年度事業報告及び財務諸表

別添資料のとおり

6 役 員 （令和8年9月1日現在）

理 事 長	鈴木 教之			
理 事	浅 場 周	田代 亜樹夫	大 津 敦	
監 事	小 澤 明 雄	古 田 満 正		